

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課	
許 認 可 等 名	農用地区域内における開発行為の許可	
根 拠 法 令	農業振興地域の整備に関する法律	
根 拠 条 項	第15条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5247)	
審 査 基 準	基 準	農用地区域内における開発行為の許可に係る審査基準は、別紙「農業振興地域の整備に関する法律に係る開発行為等に関する徳島市事務処理要領」の定めるところによる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 50日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)